

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 実証実験プロジェクト募集要項

【申込(提出)期限】

事業者の事前登録

令和7年6月 19 日(木)正午まで

提案書、プレゼンテーション動画、申込書、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の
写し、または開業届の写しの提出

令和7年6月 20 日(金)午後 5 時まで

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度実証実験プロジェクト 募集要項

1 募集の経緯について

(1) みなと新技術チャレンジ提案制度について

港区は、令和6年度に行政の業務やサービスにおける課題・改善要望（ニーズ）と、それを解決する民間事業者等が有する新技術※の実証実験プロジェクトをマッチングするオープンなプラットフォーム「みなと新技術チャレンジ提案制度」を創設しました。「みなと新技術チャレンジ提案制度」では、区と民間事業者等が、多様化・複雑化する行政や地域の課題を、民間事業者等の持つ新技術を積極的に活用しながら解決し、公共サービスにおける区民・事業者の利便性の向上、行政運営の効率化、及び新たな価値を提供するサービス創出を目指します。

※新技術とは、ドローン／メタバース／生成AI／NFT（非代替性トークン）／XR／ロボット／デジタルツイン／Web3.0／BIM（Building Information Modelling）／CIM（Construction Information Modeling）／ブロックチェーン／スターリンク等の区が本格導入していない技術を指します。

(2) 実証実験のプロジェクト募集について

新技術を事業化するためには、実証実験が欠かせない一方で、民間事業者等にとっては、費用や会場使用における許可申請などのハードルが高く、実証実験を行うにはハードルがあることが分かりました。そこで、区では、区と民間事業者等が連携して新技術を用いた実証実験を行うことで、区の課題解決や新たな価値提供を目指すサービス創出を行う実証実験プロジェクトを募集します。

応募いただいたプロジェクトは、区において評価を行い、実施候補者を選考します。実施候補者として選考したプロジェクトについては、区と実施候補者が手法や役割分担等の協議を行った上で、協定を締結して実証実験を行います。

2 実証実験プロジェクトの公募

公募内容は以下のとおりとします。

(1) 内容

新技術を活用し、多様化・複雑化する行政や地域の課題解決につながることを想定した新技術の区内での実証実験に関するものとします。応募者は、以下に示される6つのテーマにおいて、新技術を用いて、課題解決のための手法を提案してください。

【プロジェクトテーマ】

- ① かがやくまち（街づくり・環境）
- ② にぎわうまち（コミュニティ・産業）
- ③ はぐくむまち（保健・福祉・教育）
- ④ 実現をめざして
- ⑤ 防災
- ⑥ 子ども、保育

上記6つのテーマから1つを選択し、新技術を用いて、課題解決のための手法を提案してください。各テーマの詳細は、「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版」を参照してください。

※港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版のリンク

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/kihonkoso/kekaku.html>

テーマ	(参照) 「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版」
① かがやくまち（街づくり・環境）	P 85～P 119、P 140～P 165
② にぎわうまち（コミュニティ・産業）	P 167～P 221
③ はぐくむまち（保健・福祉・教育）	P 260～P 323
④ 実現をめざして	P 325～P 361
⑤ 防災	P 120～P 139
⑥ 子ども、保育	P 223～P 259

(2) 対象範囲

新技術を活用し、区の行政課題の解決に直接繋がり、実証実験の終了後、継続が見込めるプロジェクト提案を募集します。参考として、別紙「区の課題例示」に区が新技術を用いて課題解決したい具体的な課題を掲載します。

【対象施設・モニターについて】

実証実験の実施対象施設は、区内の公園や学校、公道などの公共施設及び商業施設、病院、区役所などが想定されます。また、実証実験に必要なモニターは、区の協力のもと、実証実験の実施者が募集してください。

(3) 応募資格

事業者（個人事業主を含む。）及び教育機関、団体等

※教育機関、団体等においては、代表者が契約主体となれる場合に、部署、研究室等の単位でも応募することができるものとします。

※代表者、役員又は従業員若しくは構成員が、暴力団員又は暴力団関係者であ

る場合及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている場合には、応募することができません。

（４）応募条件

- ①事業者の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し、個人事業主の場合は開業届の写しの提出ができること。団体の場合には、代表者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは、開業届の写しの提出ができること。
- ②提案時に製品・サービスのアイデアが具体化しており、実証実験期間中に試行ができること。また、システム構築等に要する期間を提案時に明示すること。
- ③実証実験にかかる費用について、協定で定めた役割に応じた経費を負担すること。費用負担については、「3（2）支援の内容について」及び、別紙「協定書（案）」を参照すること。
- ④実証実験について、区との協定の定めにも同意できること。協定については、別紙「協定書（案）」を必ず参照すること。
- ⑤実証実験の実施期間内（「3（1）実証実験の実施期間について」参照）に、実証実験を実施し、報告書で成果報告ができること。なお、報告書の内容については別途協議します。
- ⑥原則として、区内を対象にしたエリアで実証実験ができること。
- ⑦複数社の共同提案の場合には、区との協定を締結する代表者を決定できること。
- ⑧実証実験を開始する際に事業者等の団体名を公表することに同意できること。（複数社の共同提案の場合には、すべての事業者等の名称を公表することに同意できること）
- ⑨実証実験の公募期間、実施期間において、区（区が「みなと新技術チャレンジ提案制度」の事務局運営を委託した者を含む。）が必要と判断した求めに対応できること。
- ⑩実証実験の実施者として採択された場合、実証実験の実施後に区が求める形式にて成果報告を行うこと。
- ⑪実証実験の実施者として採択された場合、実証実験を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- ⑫実証実験を通じて取得した各種情報は、原則、個人を特定できない形に編集した上で、区に共有・提供すること。
- ⑬その他、本提案募集要項等に記載されている内容について承諾すること。

(5) 応募方法

① 提出について

「6 個人情報の取扱いについて」の内容に同意頂いた上で、次の書類と動画を「③提出場所」へ提出してください。提案の受領・評価の過程で、応募内容に関する確認をさせて頂く場合があります。

【提出書類、動画】

- ・ 申込書 データ 1部
※別紙「申込書」に沿って作成してください。
- ・ 提案書 データ 1部
※別紙「提案書（様式）」に沿って作成してください。
※提案書は、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、表紙を入れてA4で8枚ページ以内に収まるよう作成してください。
- ・ 提案内容に関するプレゼンテーション動画 データ 1部
※動画ファイルは、MP4形式で提出してください。ファイルサイズは1GB以内に収まるようにしてください。超えた場合はファイルサイズを小さくしてください。
※2次審査で使用します。企画提案についてのプレゼンテーション動画を5分以内で作成してください。なお、必ず5分間通しで録画するようにしてください。撮影した後で、良かった部分をつなぎ合わせるなどして動画を編集した場合は、失格となりますのでご注意ください。ただし、前後の不要な部分をカットすることは認められます。
※チームのメンバー全員で登場し、必ず自分たちの声と言葉でプレゼンテーションを行って下さい。メンバーの中に欠席者がいる場合は、代表者がその旨を発言して下さい。
※必ず発表者の顔がはっきり映るようにしてください。
※撮影後は必ず動画を再生し、画像、音声ともにきちんと収録できているかどうかの確認を行って下さい。
※動画は本選考以外では使用しません。
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し、または開業届の写し データ 1部

② 提出期限

以下の順序でご提出ください。

(ア) 事業者情報の事前登録

令和7年6月19日（木）正午まで

(イ) 申込書、提案書、プレゼンテーション動画、登記簿謄本（履歴事項全

部証明書等)の写しまたは開業届の写し

令和7年6月20日(金)午後5時まで

③ 提出先、提出方法

(ア) 事業者情報の事前登録

以下のリンク先に、事業者情報を登録ください。登録後、事務局にて内容を確認し、連絡先のメールアドレスに、申込書、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写し、または開業届の写しと提案書、プレゼンテーション動画を提出するストレージサービスのリンクをご案内します。

【登録先】

<https://logoform.jp/form/Mt5V/1030591>

(イ) 申込書、提案書、プレゼンテーション動画、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写しまたは開業届の写し

(ア)で事務局より指定されたリンクより提案書とプレゼンテーション動画、申込書、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写しまたは開業届の写しをご提出ください。提出後は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

※動画ファイルは、MP4形式で提出してください。ファイルサイズは1GB以内に収まるようにしてください。超えた場合はファイルサイズを小さくしてください。

※ZIPファイルで1つにまとめてご提出ください。ファイルのタイトルには、事業者名をご記載ください。

※応募者のセキュリティ環境によってはファイルをアップロードできない可能性があります。その場合は、一般のネットワーク環境にてアップロードをお試しください。上記でもアップロードできない場合は事務局までお問合せください。

(6) 採択予定件数

5件

(7) 質問の受付、回答

① 受付期限

令和7年5月22日(木)午後5時まで

② 受付方法

別紙「質問書」を記入の上、以下のメールアドレスに提出してください。提出する場合は、未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

【提出先】

質問書提出先：newtech-challenge@city.minato.tokyo.jp

電話：03-3578-2078

③回答方法

令和7年5月29日（木）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページ（<https://www.city.minato.tokyo.jp/shingijyutsutan/r7challenge.html>）で公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

(8) その他

- ・提案に要する経費は、応募者が全て負担するものとします。区はいかなる経費も負担しません。事前協議等についても同様です。
- ・書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ・提出いただいた書類（データ）等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は原則として認めません。
- ・事業提案を辞退する場合は、別紙「提案辞退届」を提出してください。提出方法は事務局までお問い合わせください。
- ・別紙「協定書（案）」を事前に必ず、確認してください。
- ・提出書類について開示請求があった場合には、港区情報公開条例（平成元年港区条例第2号）に基づいて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

3 実証実験について

(1) 実証実験の実施期間について

区との協定締結日（令和7年8～9月頃を想定）～令和8年3月末まで
※実証実験の期間については協定で定めますが、区との協定締結日から令和8年3月末までになります。実証実験の完了は報告書の提出をもって完了と判断するため、3月末までに報告書をご提出いただけるスケジュールで実証実験を行っていただきます。

(2) 支援の内容について

区は、企画提案の中から「4 提案の評価・選考」に定める方法により、優れていると認めたものを採択し、支援するものとします。なお、当該採択を受けた者（以下「実施者」という。）に対する支援は、以下のとおりです。

- ① 実証実験実施に必要となる以下に掲げる経費支援。ただし、協定書の締結日から協定書が定める実施期間までに支払いを完了しているもので、実証実験に使用したものを対象とします。1件につき総額300万円を上限とし

ます。

【対象経費について】

区が支援する対象経費は以下になります。

- ・外部委託費（ただし、自社製品の調達及び他の事業者へ委託する必要のない委託費等合理的な理由が認められない経費及び下記「対象外となる経費」は除く。）
- ・実証実験に直接関連する作業等の費用（ただし、実施者の給与・賞与等や販売費、一般管理費、販売費等に相当するものは除きます。）
- ・実証実験を行う際の消耗品費やリース料、レンタル料、会場費用、モニター謝礼、通信費等のシステムの設定及びシステムを稼働させるための環境構築等にかかる経費、その他実証にあたって特に重要なものと区長が認める経費
- ・国や東京都等から助成（補助）を受けている場合は、本実証に係る経費を明確に仕分けて対象経費としてください

（補足）対象外となる経費

- ・実施者の資産となる費用
- ※必要な備品は基本的にはリースまたはレンタル対応してください。
- ・区との事務的な打ち合わせにかかる経費
 - ・事務スペース等の賃借料等、維持管理費用（ただし、実証実験の専用スペース（会場費）として必要であると認められる場合、負担金の対象となります）
 - ・通常業務、取引と区別がつかない経費（事務用品等）
 - ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察・研修費・食糧費、交通費、用地取得の費用等

②その他支援

- ・実証実験に関する技術相談やリスク管理等の助言の提供
- ・区有施設等の提供、モニターのあっせん等（港区内の公園、学校、公道などの公共施設提供、モニター募集、地元調整等）
- ・区が関係する大学又は研究機関等の紹介
- ・区のイベント等におけるPRの場の提供
- ・その他、区が必要と認めるもの

4 提案の評価・選考

（1）評価基準

別紙「評価項目一覧」のとおりです。

(2) 実証実験の実施候補者の選考方法

提出された提案は、区において、別紙「評価項目一覧」に基づき、提案を審査し、実証実験の実施者を選考します。選考委員会は応募者の知的財産保護の観点から非公開とします。

① 一次審査

一次審査は、別紙「評価項目一覧」の「活用する新技術の適正」「実証実験の実現性」「区に求める支援」に基づき、審査員が提案書を基に本実証実験のプロジェクト案として適切であるかを判断します。実証実験のプロジェクト案について、「提案内容が新技術である」「実現性が見込める」「事業者が求める支援に区が対応できる」など本提案制度の主旨に相応しいと判断したプロジェクトについて、二次審査を行います。

② 二次審査

- ・二次審査は、別紙「評価項目一覧」の「実証実験の概要」「実証実験の実現性」「期待できる効果」「今後の展開」に基づき、審査員がプレゼンテーション動画を基に審査を行い、すべての評価項目を満たしている事業者のみ、実施候補者として選定します。

③実施候補者と所管課との調整期間

※二次審査後、所管課と実施候補者で打ち合わせ（複数回）を行い、区の課題に合致するか、実証実験の内容や実証実験後の継続性や実用化について内容の確認、摺り合わせを行います。所管課との実証実験の内容について調整ができた場合のみ、プロジェクトを採択させていただきます（所管課との調整できない、見込みが無いと判断した場合には、プロジェクトは不採択とさせていただきます）。

④その他

- ・審査選考結果は、提案いただいた皆さまに通知します。
- ・複数者より同種の提案があり、それぞれが採択基準を満たしている場合は、二次審査後、それぞれの実施候補者と所管課で打ち合わせを行い、選考します。
- ・二次審査及び所管課との調整が完了し、実証実験の内容が決定した実施候補者と区は、協議、合意の上、協定を締結して、実証実験の実施者として実証実験を行います。
- ・実証実験の実施候補者または実施者が辞退するなどの事情により新しく選考する必要が発生した場合には、再度、プロジェクト募集を行う場合があります。

(3) 選考等スケジュール

時期	内容
令和7年5月13日(火)	公募開始・募集要項等公表
令和7年5月22日(木) 午後5時まで	質問締切
令和7年5月29日(木)	質問回答
令和7年6月19日(木) 正午まで	事業者情報の事前登録締切
令和7年6月20日(金) 午後5時まで	資料提出締切
令和7年6月23日(月)～ 令和7年6月27日(金)	一次審査(書面審査)
令和7年6月30日(月)	一次審査結果通知 ※メール及び郵送
令和7年6月30日(月)～ 令和7年7月8日(火)	二次審査(動画審査)
令和7年7月9日(水)	二次審査結果通知
令和7年7月10日(木)～ 令和7年7月31日(木) ※上記スケジュールは予定	候補事業者と所管課との調整期間 ※7月10日以降のスケジュールは、所管課との調整状況により変化するため、事業者ごとに異なります。 ・候補事業者と所管課との打ち合わせ(複数回) →区の課題に合致するか、実証実験の内容や実証実験後の継続性や実用化について内容の確認、摺り合わせを行います。所管課との実証実験の内容について調整ができない、見込みが無いと判断した場合には、プロジェクトは不採択とさせていただきます。
令和7年8月1日(金)～ 令和7年8月29日(金) (予定)	【候補事業者と所管課の調整ができた場合】 (1) 協定書の内容の調整 (2) 実施計画書の確認、協定書の締結 ※二次審査を通過した事業者の中から、所管課と実証実験の調整がついたプロジェクトのみ、随時、実証実験の実施者として採択します。
令和7年9月1日(月)以降 (予定)	実証実験開始

5 結果の通知について

4 (3) 選考等スケジュールのとおり、全ての応募者に結果をメール及び郵送にて通知します（上記の日程が発送日になります）。また、実証実験の協定締結後に選考結果を公表します（団体名は公表しません。公表時期は区ホームページでご案内します）。これに加え、採択した実証実験については、応募者名及び事業の概要を公表します。

6 個人情報の取扱いについて

提出頂いた個人情報は適切に取り扱います。以下にご同意の上、書類をご提出ください。

(1) 応募受付（個人情報の収集）

募集の受付業務は、港区（港区が「みなと新技術チャレンジ提案制度」の事務局運営を委託した者を含む。）が行います。

(2) 個人情報の利用目的

ご提出頂いた個人情報は、選考等にかかる連絡にのみ使用します。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、区は区以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選考し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

7 応募に関する問い合わせ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所8階新技術活用担当（みなと新技術チャレンジ提案制度 事務局）

MAIL : newtech-challenge@city.minato.tokyo.jp

TEL 03-3578-2078